#### ふくせんレポート

2012 年 3 月 26 日発行 第 004 号

**社会保障審議会介護給付費分科会** 2012/1/25

介護報酬改定を答申、指定基準で「福祉用具サービス計画」の 作成規定を明記

- グアマネジャーと福祉用具専門相談員の合同研修 ~厚生労働省・平成23年度老人保健健康増進等事業 ② 2011/12/20, 2012/1/21, 1/24 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修 ~(独) 福祉医療機構・平成23年度社会福祉振興助成事業



### 規定を明記 介護服団改定を答用、指定基準で「福祉用見が一ビス計画」 の傾成

子厚生労働大臣に答申した。これにより4月から 付費分科会(分科会長は大森彌・東大名誉教授) 保障審議会に諮問。同日、 がこれを審議し、大筋で了承。改定案を小宮山洋 厚生労働省は1月25日、 社会保障審議会介護給 介護報酬改定案を社会

の基本的な事項が示された。 称となり、義務化が明記されるとともに、同計画 画については、「福祉用具サービス計画」という名 施行される新たな介護報酬が決定した。 指定基準の改正の概要も示され、個別サービス計 同時に、

# 計画の見直しら見足福祉用具サービス計画、モニタリングによる

にした内容となっている。 ることから、 今回の介護報酬の改定は診療報酬との同時改定とな 医療と介護の機能強化・連携などを目玉

宅サービス計画が作成されている場合は、これに沿っ 定義を示している。また、ケアプランとの関係は、「居 福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するため具体的 て作成」としている。これは読み替えてみると、福祉 なサービス内容等を記載した」計画として、基本的な 計画」とし、作成規定を新たに設けることとなった。 具個別援助計画について、名称を「福祉用具サービス 与と販売では、本会が普及・啓発に努めてきた福祉用 直しの概要も併せて示された。この中で、福祉用具貸 と同時に審議してきた、介護サービスの指定基準の見 で1・2%増。また、介護給付費分科会で、報酬改定 改定率は、 同概要によると、福祉用具サービス計画は、「指定 在宅1:0%、 施設0・2%の増で、

> うための一工程と位置づけている。指定基準は3月に に「同意」を得るとともに、計画書を「交付」するこ に告示された)。 も省令として告示される予定である(3月13日に正式 具サービス計画の変更を行う」と、 画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用 た「モニタリング」については、「福祉用具サービス計 とも求めている。なお、本会で次いで普及に努めてき ことも想定されている。一方、利用者との関係では、個々 計画の見直しを行

#### 検証体制も整備 **直がレンタル、報酬改定の**

当との報告をしていた「自動排泄処理装置」。 宅改修の追加種目の検討を行い、 の報酬改定で正式に決定された。 に、現行、販売対象であるが、貸与にすることが妥 特別顧問)が、 (座長 = 山内繁・早稲田大学研究推進部参与、 昨年、 「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」 介護保険の対象となる福祉用具・住 介護給付費分科会 本会

会議で示された福祉用具貸与費の算定基準では

・ビス計画がケアプランに先行して作成される

しては、 要介護度4以上を給付対象とし、具体的な状態像と としている。 排便と移乗において全介助を必要とするも

祉用具貸与の改正告示は3月に示される予定である。 対象品目の追加による福祉用具貸与、 介護予防福

護報酬改定検証・研究委員会(仮称)」を設置する を行うため、社会保障審議会介護給付費分科会に「介 省では、今回の報酬改定の効果検証や、 次回の介護報酬改定は平成27年度だが、 実態調査等 厚生労働



原性労働省が担当課長会議を開催へ

計画作成規定には経過措置

の担当課長等に対して来年度の事業内容と共に、 介護報酬改定と指定基準(注1)の改正内容を示 者保健福祉担当課長会議」を開催し、各都道府県 した。また、指定基準に関する解釈通知(注2) 厚生労働省は2月23日、「全国介護保険・高齢 なった。

の改正内容も示されたことから、 国が考える「福

祉用具サービス計画」の具体的な内容が明らかに

-----指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」関する基準がサービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指関する基準がある基準がある。

について」…「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準

**真サービス計画書整備に** 

れない。 月以降の新規事業所の場合はこの経過措置は適用さ に全ての利用者の計画を整備すればよい。 存利用者の入力が間に合わない、との声があがってい 改正について、 における指定事業所の場合、平成25年3月31日まで た。経過措置の適用により、 とから、関係者間で、施行日である4月1日までに既 らかになった。同計画は全ての利用者を対象とするこ 福祉用具サービス計画の義務化に伴う指定基準の 1年間の経過措置がとられることが明 平成24年4月1日時点 従って、 4

## は多職種連携に効果的具体的な記載事項も明らかに、「留意事項」

望及びその置かれている環境を踏まえ、 定基準での基本的な定義は「利用者の心身の状況、 様式については、各事業所の任意としているが、指 当該目標を達成するための具体的なサ 指定福祉用具 希

> 注意事項等)がある場合には、留意事項に記載する ビスの内容等を記載した」計画である。解釈通知では 用が期待される。 職種連携のツールとしての福祉用具サービス計画の活 きな効果を発揮することが明らかになった。今後、 ビス計画の「留意事項」の情報共有がリスク管理で大 ル事業)を行っている。その結果、両者の個別のサー 問介護員と福祉用具専門相談員との連携研修(モデ 医療機構の助成を受けて、事故防止を目的とした訪 こと」としている点だ。本会では、平成33年度、福祉 は、「関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の 具体的な記載事項も示しているが、中でも特筆すべき 多

#### ランに沿って がは法令上4種類、 作成はケアプ

れらを総称した名称と考えてよいだろう。また、同一の4種類となるので、「福祉用具サービス計画」はこ 祉用具貸与計画」「特定介護予防福祉用具販売計画」 〈貸与計画」「特定福祉用具販売計画」「介護予防福 福祉用具サービス計画の法令上の名称は、「福祉用

> 貸与と販売の機種等を併記することとなる。 の利用者に貸与と販売がある場合には、同じ様式に

他の書類と同様、 必要に応じて計画を変更すること、としている。 成する場合には、 が、ケアプランに先立って福祉用具サービス計画を作 「居宅サ ・ビス計画の内容に沿って作成」するのだ 保存期間は2年間である。 後からケアプランの内容を確認し、 また、

#### モニタリングの実施・報告義 見任や衛生管 理等の実施義務

PDCAサイクルが、法令上担保されたことになる。 づけている。本会が提唱する、福祉用具による支援の 行い、「解決すべき課題の変化」がある場合、ケアマネ 務づけられた。 グの実施と、その結果のケアマネジャーへの報告が義 今回の改正で、福祉用具専門相談員にはモニタリン - 等と相談のうえ計画の見直しを行うことを義務 必要に応じて目標の達成状況の把握を

ることが求められる。 換、動作確認等」など具体的な工程を示し、 実に実施することを義務づけている。さらに、 的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検」を確 事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、「定期 ことから、 殊尿器」が「自動排泄処理装置」として貸与となっ を変更する場合の衛生管理では、「分解洗浄、 また、従来、特定福祉用具販売対象であった「特 点検等)」の説明責任を課せられると共に、製造 サ ービスの提供にあたって、「衛生管理(洗 利用者 部品交 た

課せられることとなった改定だが、サ 福祉用具専門相談員にとって、 更なる向上を目指し、 関係者の努力を求めたい。 さまざまな役割が ービスの質の確

3

利用者やご家族に対しては、

より

わかりやすく説明

「仕事をより明確に証拠として残すことができ、ご

することができま

担当者によっ

何だろうか。

書という一枚のツー

ルを加えることの意味は果たして

阿吽の呼吸でご利用者に対してきた、というケ

すでにケアマネジャーと福祉用具の事業所とがチー

お互いの顔がわかる関係も築かれていて、

明文化する

、阿吽の呼吸、

を

ムを組み、

あることだろう。そこに改めて福祉用具サ

ービス計画

ースも

# ケアマネジャーと福祉用具管門相談員の合同団修

◆ モデル研修スケジュー

◆ 各日プログラム

講義(1時間):福祉用具個別援助計画の基本事項とケ

1月24日(鹿児島)平成24年1月16日(

月 16 日

(千葉)

自 18 日

厚生勞働省。平成總年度老人保健健康增進等事業

厚生労働省の平成33年度老人保健健康増進等事業 『福ジャーと福祉用具専門相談員の合同研修』を開催した。本会では、千葉、岩手、鹿児島の3会場で「ケアマネ する調査・研究事業、の一つである。 祉用具個別援助計画書」による連携、 研修のあり方に関

ジャーはケアマネジャーの観点からコミュニケーション専門相談員は福祉用具専門相談員の観点から、ケアマネ 軸になるのはケアマネジャ 福祉用具サービス計画の義務化を考えた場合、その ーとの連携である。福祉用具

結果=ご利用者の安全・安心な福祉用具利用につながっをとり、業務上の連携関係をかためる。それがよりよい

意見を交わし、考える研修会とした。 それぞれの知識や情報を実務に活かす手応えをつかむ ケアマネジャ

福祉用具専門相談員65名、 開催全3会場での参加者は、ケアマネジャ 合計176名であった。

## **岬とケアプランとは適正**

となる。 画書を作るのにはケアプランが必要なのである。ケア 0) 専門相談員だが、その作成の指針はケアプランであり、 るのは難しい。ここで2つの専門職間での連携は必須 理解と協力がなければ、個別のサービス計画を作成す マネジャーに、ケアプランの提出義務はないが、その それをベースにして、ご利用者の生活目標、 利用目標を作成する。 福祉用具サービス計画書を作成するのは、 福祉用具専門相談員が同計 福祉用具 福祉用具

する同計画書の交付義務はないが、 ビス計画を変更する必要がある。ケアマネジャーに対 何らかの理由で機種変更をする場合も、福祉用具サー 変更であるということも注意すべきポイントである。 福祉用具販売の申請書の一部としての使用が可能なの ケアマネジャーにとっては1つのメリットになり ケアプランの変更=福祉用具サービス計画の 同計画書は特定

> 得るのでは、 と山本氏は言う。

0) 務が発生するだろうというのが山本氏の考えだ。 ことに(特定福祉用具については対象外)なるが、そ と思われる。モニタリングが実質義務化されるという ていないため、事業者による差が生じることにもなる ニタリングを行うが、 そして、 結果について、おそらくケアマネジャ サービス提供の開始時から必要に応じてモ 時期や回数については規定され への報告義

示がる。

演習 (鹿児島)

成田 すみれ氏

(社会福祉法人試行今

会横浜市青葉台地域ケアプラザ所長

演習 演習 (千葉)

(岩手)

大久保 訓氏

してい

ノョンセンタ

任作業療法士

助川 未枝保氏(池日本介護支援専門員協会副会長)

講義 (鹿児島) 成田 すみれ氏

(社会福祉法人試

台地域ケアプラザ所長]

(国際医療福祉大

学分野講師

講義(岩手)東畠 弘子氏 講義(千葉) 山本 一志氏 (社全国福

か、 ントなどを行う、 場合に応じて、 ていただく。これでスキームの完成です」(山本氏)。 を定期的に確認してケアマネジャーに報告し、 プランの福祉用具部分を見直す必要があるのではない いて継続してご利用いただいてよいか、あるいはケア になりますね。事業者はこれをもとに福祉用具につ 告がないということがあれば、事業者の規定義務違反 など報告・提案をさせていただきます。 福祉用具のPDCAサイクルが出来

演習(3時間):事例をもとにした「福祉用具個別援助

アマネジメントにおける活用方法

計画書」作成のためのグループワーク

と福祉用具専門相談員が共に学び、 名

#### 得られるものは がの共有が

ジャ 態が変わったときの機種変更も行いやすくなる。 してもう1つのメリットは、留意点の記載。ケアマネ それが計画書を作成することによって明確になり、 るかどうかも人やケースによってまちまちであった。 る。選定理由などの伝達は口頭だったり、 担当が交代してもサービスの継続がスムーズに行え れたご利用者の状態が第三者にもわかることがある。 福祉用具サ ーにとっては、 ービス計画書のメリットとして、 訪問介護員やサービス提供責任者 伝わってい 記録さ 状

「もし福祉用具貸与の事業者からモニタリングの報 計画書の見直し、再選定、再アセスメ 利用状況 検討し

何をどう使って行動するか、 ことが目標であれば、そのための具体的な方法として、 るのかに目標がある。安全に起き上がり動作ができる 用することが目標ではない。福祉用具を使ってどうす くための絶好のチャンスだといえる。 と福祉用具専門相談員の業務をより良いものにして ケアプラン全体もそうだが、 を明確に示すことが重要 福祉用具は、 い文章で書いてくだ それを使

という話もよく聞きますね」(東畠氏)。

り取りを行うようになってから、情報の共有だけでな

福祉用具の利用目的を一緒に考えるようになった、

あります。 の違いのほかに、

ケアプランと福祉用具サ

ービス計画書のや

福祉用具専門相談員の視点の違いも

となる。 章に、 らい。 老老介護の場合は特に家族の方にも理解しやす 「目標はシンプルでわかりやす と意識しましょう」(成田氏)。 選定理由は具体的に噛み砕いて。ご利用者や が文

た結果の内容とに微妙な違いが出てくることもあるだ るイメージと、福祉用具専門相談員が直接チェックし また、ケアマネジャーがケアプランの中で抱いてい

鹿児島会場の様子

かったということ

人には伝えられな えられたが、ある

いけません」(成 があったりしては ŋ

ある人には伝

合とで差があった と伝えてない場 て伝えている場合

岩手会場の様子

千葉会場の様子

交換を十分に行うことが重要である。 が納得できるような計画書を作り上げるため、 ケアマネジャ と福祉用具専門相談員は、 意見 お互

### うくの 視点を反映できるディスカッションを

ながる。

「個別化と一言で表しますが、ご利用

者一人ひとり

祉用具サービス計画書は関係専門職間の共通理解につ

具の事故防止や目標達成度の検証にも関係が深い。

に説明しやすいというメリットがあり、

それは福祉用

福祉用具サ

ービス計画の作成が通常のワ

クフロ

福

ないが、法的に義務づけられたことは、ケアマネジャ に組み込まれるまでには、若干時間がかかるかもしれ

発に話していたのが「非常に印象的」だった。 ディスカッションが行われた。 3会場に共通しており、 助川氏が講評で述べたように、参加者が笑顔で活 いずれの会場でも積極的な これ は

あがっていた。 にしてケアプランを作成するといいよね」という声が 千葉会場では、 ケアマネジャー から「こういうふう

も含め、 まなければならない。多方面からのアプローチが必要 できるということです。 です。ぜひ、地域でも実践してみてください」(助川氏)。 「みんなで知恵を出 リスクマネジメントの視点もしっかり盛り込 し合うと, 福祉用具を使用する環境整備 それだけ いもの が

### 他業種が交流することで更なる発展を

ご利用者の体力の維持まで言及されていた、その視点 氏が注目。福祉用具の選定の段階で運動機能の保持、 を高く評価した。 利用者の活動性について検討していたところに大久保 岩手会場では、福祉用具を選定するだけでなく、

にとっても、地域にとっても有意義なことです。 の場が広がります。こういったチームワー 討ができました。意見交換をすることで、 も更なる発展を目指しましょう」(大久保氏)。 「今日は、事例検討を通してよりよいサ 知識と交流 クは私たち ービスの検

# 訪問介護員と福祉用具管市理談員の連携敬修

(細) 福祉医療機構。平成20年度社会福祉振興助成事業 ~

### 福祉用具の事故防止を視点とした技術・連携研修事業 全5会場終了

通認識、連携の意識づくりに注力した。 スク管理」を取り上げるとともに、各専門職の共に利用できる環境づくりのキーワードとして「リ 開催全5会場(神奈川·千葉·静岡·鹿児島·大阪) 本事業では、 福祉用具に関わる事故防止、安全

半2会場は前号で紹介)。
ここでは、後半3会場についてレポートする(前門相談員133名、合計238名であった。

# と、使う専門職、との連携安全・安心な利用へのカギは、選ぶ専門職、

て適切なモニタリングが行われ、専門職間相互に情報 による介護がきちんと行われること、、。専門職によっ が導入されることには、 の共有と共通の理解が行われること、などの目的があ いては、今まで個別のサービス計画はなかった。それ 介護保険に関するサ ービス給付の中で福祉用具につ ・福祉用具の利用に際し専門職

意見の共有を図っていくことになるが、ご利用者が福 設立以来、働きかけてきたことである。それが明確な 介護員だ。この連携研修の目的はここにある。 祉用具を使う場面で最も近い位置にいる専門職は訪問 具サービス計画書によって他の専門職と情報の交換や 形をもって実現した今、忘れてはならないポイントの つは、〝安全・安心〞。福祉用具専門相談員は福祉用 、福祉用具に個別援助計画を、というのは、本会が

護員の皆さんとで、連携の仕方と確認の仕方を学び、 「本日の研修会では、福祉用具専門相談員と訪問介

> 者のために、しっかりと学んでいってください」(鹿児 必要か、どんな視点が必要か、それらを勉強していた 島会場 岩元文雄氏/本会理事)。 だく場です。 また確かめてほしい。福祉用具の安全な利用には何が 一日の長丁場ですが、 明日からのご利用

> > 演習Ⅱ(大阪)淵上

作業療法士) 作業療法士)

演習Ⅱ (鹿児島) 助川

未枝保氏(出日本介護支援専門員協会副会長)

### 気のか。 AKTは、気

認識』を持つことが大切だ。AKT開発者でもある堤 氏がこのディスカッションに設けたルールは次の2つ。 グ(AKT)」。同じ場面を見ても、気づく人・気づかな き得るリスクを探す「福祉用具の安全確認トレーニン 人がいる。どこに注意したらいいのかという『共通 ①他人の意見にブレーキをかけないこと 福祉用具が導入されている介護場面の絵を見て、 起

すべて正解です」(堤氏)。 切なのです。出た意見はすべて起こり得ることであり、 何が起こるかわかりません。予測能力を磨くことが大 「これは『気づき』のトレーニングです。 未来には

②自分の意見にブレーキをかけないこと

◆ モデル研修スケジュール(全5か所中後半3か所を掲載) ◆ 各日プログラム 平成23年12月20日(静岡)・平成24年1月21日(鹿児島)・ 1月24日 (大阪)

••••••••••••

演習Ⅰ(2時間)グループ別の福祉用具安全確認トレ 講義(2時間) 適切なモ |タリングの実施と職種間の連携による事故予防 ーニング

◆担当講師 演習■(2時間) グループ別に福祉用具の事故予防を視点とした事例検討 演習Ⅱ(静岡)永井 清広氏(静岡市立清水病院リハビリ 演習Ⅰ(鹿児島)湯脇 演習 I (静岡) 山田 講義(静岡·大阪)山本 一志氏(社全国福祉用具専門相談員協会事務局長) 講義(鹿児島)渡邉 (大阪)堤 道成氏 ( 南サテライト 代表取締役、AKT開発者) 誠氏 ( 社全国福祉用具専門相談員協会) 愼一氏 ( 社神奈川県作業療法: 稔氏 ( ㈱カクイックスウィング 教育担当課長) 会会長)

### 連携による情報交換の必要性が明らかに

スカッションを進めた。 点・知識の差に驚き、疑問を投げかけ合いながらデ 演習Ⅱでは、 参加者は一様に、職種の違いによる視

れないのは残念なこと」(淵上氏)。 かく良い福祉用具があるにもかかわらず、 れたのか』、『どう使うのか』を把握できているか。せっ きているか、また、訪問介護員は『何の目的で選定さ 「福祉用具専門相談員は『誰が使うのか』を把握で うまく使わ

別援助計画書が最前線にいる訪問介護員の助けにな に乗れる仕組みづくりができればいいと思います。個 ればと思います」(永井氏)。 「訪問介護員と福祉用具専門相談員が、 一緒に相談

### ふくせん会員発の研修会

ケアマネジャーを対象にした福祉用具個別援助計画書作成研修会

# 12月13日、愛知県介護支援専門員協会が主催す 愛知県介護支援専門員協会

が開催された。来年4月の指定基準改正で、個別る「福祉用具『個別援助計画書の作成』研修会」 マネジャーにも福祉用具の個別援助計画書につい援助計画作成が義務化となる流れを受け、ケア

ンのケアマネジャーの参加も多く見られた。かったという。職域等で普及できるよう、 定員を上回る応募に、募集を締め切らざるを得ならうことが狙いだ。今回はケアマネジャーからの て具体的に理解を深め、今後の業務に活かしても ベテラ

### 別援助計画作成の義務化に向けて

「やってみたい!」という熱心な思いから始まった。 厚生労働省による来年

伊藤昭宏氏(株式会社ヤマシタコーポレ

ション)の

この研修会は、愛知県所属のふくせん会員である

本会が、伊藤氏を通じながった次第である。 個別援助計画を理解し ころであり、「愛知県で 今回の研修会開催につ 自主的な取り組みが、 普及に努めたい」との てもらう機会を増やし、 ぼ確実となっていると 画書作成の義務化はほ 直しでは、個別援助計 度施行の指定基準の見 ケアマネジャーに

> この提案に応じてくれた。 て愛知県介護支援専門員協会に働きかけを行ったと 同協会も「大事なことだからやりたい」と快く

受けてください」と参加者を激励した。 りました」とは、山田幹夫氏(財団法人愛知県シルバー という思いがあり、ふくせんの協力を得て開催に至 「義務化の流れの中、 ービス振興会事務局長)。 「最後まで頑張って研修を 今回いち早く研修会を催した

### 素の「プロ」として

が見られ、本会としても、今後の活動に期待が高まった。 で計画を普及するリーダーを養成した研修会)に参加 省老人保健健康増進等事業の助成を受け、 てくれた。中には、本会が開催した「個別援助計画の 12名のふくせん会員(福祉用具専門相談員)が協力し 本会を代表して挨拶をしたのは、 ダー グループワークのファシリテー ―ダー養成研修 (リーダー研修)」 (厚生労働 も数名。早速リーダーとしての取り組み タ 地域・職域 ーとして、

> かしわばらメディカル)。 研修を受講したばかりの青山洋祐氏 (有限会社

修を通して、 感じました。個別援助計画書の義務化により、 自社・他社を問わず福祉用具専門相談員を育ててい うところを見てもらいたいです」(同氏)。 待しています。 介護サービスと同じラインに立てるのではないかと期 かなければ、業界が衰退してしまう時代がきたのだと 「リーダー研修を通じ、福祉用具の 『福祉用具も捨てたもんじゃない』と ケアマネジャーの皆様には、本日の研 『プロ』として、 他の

#### **三義な人生の一助に**

語った。 なんです」と福祉用具サービスの普及に対する思いを 中で上手に福祉用具を使うことで、QOLが向上しま りず『自分自身で』使えるサービスです。 志氏 (本会事務局長)。 講義、演習のコーディネートを務めたのは、山本一 人生の最後を有意義に過ごしてもらえるサービス ビスは、介護サ ービスの中で唯一、 山本氏は講義の中で、「福祉用 自立支援の 人の手を借

論がなされた。 具体的な理解を深めてもらうというものだ。 ジャーに個別援助計画書を作成してもらい、 演習は、グループワー ー、福祉用具専門相談員各々の視点で、 ク形式で実際にケアマネ 闊達な議 計画書の ケアマネ

愛知県では、これらの活動を通じ、 せん愛知県ブロ 一人でも多くのケアマネジャーの理解を得るため 今後も継続的な普及・啓発活動が必要である。 ッ ク」の組織化につなげたい考えだ。 ひいては「ふく

### ふくせん青森県ブロック研修会 画書の歴要と書き方を受済

たい」と語る。 めている、ブロック活動活性化の大きな を学ぶ研修会」を開催した。 青森市において 歩である。牽引役を担う木村氏は、「今 2月13日、ふくせん青森県ブロックは、 より本格的に活動を展開していき 「福祉用具サービス計画 本会が進

義を行った。 化される「福祉用具サービス計画書」 師を務め、平成24年4月1日から義務 本会理事で青森県出身の金沢氏が講 計画書) の概要と書き方について講 一以

#### 用具の利用が 計画書作成が

-表現に不安を覚える福祉用具専門相 ばならない。作成にかかる時間や、 これまで、「口頭で説明、していたこと \*文字化\* しなけ 文



金沢 善智氏 (株) バリオン代表取締役/介護環境研究所所長 「最初は時間がかかるでしょう。大切なのはトレ ング。今日の研修がその第一歩ですね」

安心な福祉

度も確認できる。ようになり、 みならず、 まで口頭のみで行ってきた留意事項を 化することの意味を強調する。「これ 生じるメリット、 \*文字化する』ことで、本人や家族の 談員もいるだろう。 金沢氏は、 他のサービス提供者も〝何 計画書を作成することで 特に留意事項を文字 木村 純氏 (社)全国福祉用具専門相談員 協会 青森県ブロック長/東 協会 青森県ブロック長/東洋シルバーサービス(株)代表 事故防

めるのが である。 宅ケアの担い手である専門職へ 止につながります」。 、を運搬する

、業者

、 福祉用具貸与事業者を、 計画書作成の義務化 ではなく、 単に福祉用 たらし なの

### 計画書作成のポイント

■シンポジウム

30

同より

ントのお知らせ

まとめるという演習を行った。 を選定し、 交換を行った。 プに分かれてお互いの選定内容、 再 ークシートを作成したあと、 後半には、 表現の仕方などについて、 選定理由をワークシートに 事例をもとに、 福祉用 グルー 各々で

その後、

金沢氏が総括を行った。

ポイント、としてあげた。 中で同氏は、 ①文章は丁寧に 次の3点を ″書き方の

③文章は短く ②専門用語は使わな

て簡単なことではないが、 難しい用語は使わずに、

「今後も講師やメーカーの 方を招いて、年に研修会を 3~4回は開きたいです」

ę,

取締役

のメリットを最大限に引き出すために 読みやすい文章表現を心がける。 ての必須課題となるだろう。 計画書作成のテクニックが専門職とし · 計画書は読んでもらえない。 利用者・家族に理解してもらうため これらは欠かせない要件である。 福祉用具の専門知識に加え わかりやすく わかりづら 計画書

書を作成するのはプロとして当たり 「最初は大変かもしれないが、 と自分に言い聞かせることも大切 計

会場の様子

#### ふくせん

(http:/

#### ふくせんレポート 第 004 号

■ワークショップ

いま福祉用具専門相談員に求められるもの 福祉用具サービス計画の義務化-4月19日(木) 11:00~12

4月19日(木)、20日(金)、 各日 15:00~16:30

21日(土)

#### 発行所

www.zfssk.com/)をご覧ください

細は本会ホームページ

·般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 東京都港区高輪 3-19-20 高輪 OS ビル 9F 108-0074

TEL: 03-3443-0011 FAX: 03-3443-8800 URL: http://www.zfssk.com/

株式会社 東京コア 編集協力 発行日 2012年3月26日

なコツ。